

設計業務等共通仕様書（昭和62年3月31日建設省技調発第92-1号）

改正案（平成23年3月363日国官技第363号）	現行（平成22年3月31日国官技第313号）
<p data-bbox="398 229 797 264">設計業務等共通仕様書（案）</p> <p data-bbox="109 325 349 360">第1編 共通編</p> <p data-bbox="109 373 315 408">第1章 総則</p> <p data-bbox="109 472 327 507">第1101条 適用</p> <ol data-bbox="154 568 1095 1423" style="list-style-type: none">1. 設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、国土交通省中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注する土木工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。）に係る土木設計業務等委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。4. 発注者支援業務、測量業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。	<p data-bbox="1402 229 1800 264">設計業務等共通仕様書（案）</p> <p data-bbox="1115 325 1355 360">第1編 共通編</p> <p data-bbox="1115 373 1321 408">第1章 総則</p> <p data-bbox="1115 472 1332 507">第1101条 適用</p> <ol data-bbox="1160 568 2101 1423" style="list-style-type: none">1. 設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、国土交通省中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注する土木工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。）に係る土木設計業務等委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。4. 発注者支援業務、測量業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

第 1102 条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
2. 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第 9 条第 1 項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。
4. 「検査職員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第 31 条第 2 項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
6. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第 11 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
7. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。

第 1102 条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
2. 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第 9 条第 1 項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。
4. 「検査職員」とは、設計業務等の完了の検査にあたって、契約書第 31 条第 2 項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
6. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第 11 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
7. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。

8. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。

9. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

10. 「契約書」とは、「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）、別冊土木設計業務等委託契約書をいう。

11. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

12. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。

13. 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。

14. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。

15. 「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。

16. 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。

8. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。

9. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

10. 「契約書」とは、「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）、別冊土木設計業務等委託契約書をいう。

11. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

12. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。

13. 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。

14. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。

15. 「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。

16. 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。

17. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。

18. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。

19. 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

20. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。

21. 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

22. 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

23. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。

24. 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

25. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。

17. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。

18. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。

19. 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

20. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。

21. 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

22. 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

23. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。

24. 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

25. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。

26. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。

27. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

28. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

29. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。

(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

(2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。

30. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。

31. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

32. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

33. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。

26. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。

27. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

28. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

29. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。

(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

(2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。

30. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。

31. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

32. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

33. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。

34. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

第 1103 条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。

(中略)

第 1108 条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)

なお、担当技術者が複数にわたる場合は 3 名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に 3 名までとする。

2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

3. 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

第 1109 条 提出書類

34. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

第 1103 条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

(中略)

第 1108 条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)

なお、担当技術者が複数にわたる場合は 3 名までとする。

2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

3. 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

第 1109 条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3. 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、調査職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に調査職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。

2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3. 受注者（請負者）は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、調査職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に調査職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2. 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

(中略)

第 1116 条 成果物の提出

1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的にEメール等を活用し、Eメールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2. 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。

3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

(中略)

第 1116 条 成果物の提出

1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（案）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。

「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン（案）【業務編】」に基づくものとする。

（中略）

第 1118 条 検査

1. 受注者は、契約書第 31 条第 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。

2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。

3. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 設計業務等成果品の検査
- (2) 設計業務等管理状況の検査

3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（案）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。

「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン（案）」を参考にするものとする。

（中略）

第 1118 条 検査

1. 受注者は、契約書第 31 条第 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。

2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。

3. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 設計業務等成果品の検査
- (2) 設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。
なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン（案）【業務編】」に基づくものとする。

（中略）

第 1127 条 再委託

1. 契約書第 7 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
 - (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
2. 契約書第 7 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計とする。
3. 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めるときは、この限りではない。
5. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。
なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン（案）」を参考にするものとする。

（中略）

第 1127 条 再委託

1. 契約書第 7 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
 - (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
2. 契約書第 7 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計とする。
3. 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めるときは、この限りではない。
5. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契

約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。

なお、協力者は、国土交通省中部地方整備局の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、国土交通省中部地方整備局の指名停止期間中であってはならない。

(中略)

第 1129 条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第 1111 条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。

5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。

6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を

約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。

なお、協力者は、国土交通省中部地方整備局の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、国土交通省中部地方整備局の指名停止期間中であってはならない。

(中略)

第 1129 条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2. 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第 1128 条第 1 項の承諾を受けた場合はこの限りではない。

確実に行うこと。

7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第 1130 条 個人情報の取扱い

発注者及び受注者は個人情報の取扱いに際しては、個人の権利利益を保護するため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及びその他個人情報に関する法令を遵守するとともに、受注者は個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他個人情報の適切な管理を行い、業務を履行しなければならない。

1. 個人情報とは、個人に関する情報で氏名、生年月日、住所、その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。

2. 受注者は、本業務により取得した個人情報（発注者から貸与を受けた個人情報を含む、以下「取得個人情報等」という）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。

3. 受注者は、本業務を実施するための取得する個人情報については、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。また当該利用目的の達成に必要な範囲内で適正かつ公平な手段で取得しなければならない。

4. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を本業務の実施上の目的以外のいかなる目的のために自ら使用し、又は提供してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。

5. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を複製し、又は複製してはならない。

6. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等については自ら取り扱うものとし、第3者にその取り扱いを伴う業務を再委託してはならない。

7. 受注者は、取得個人情報等の漏洩、滅失又はき損等の事案発生または発生のおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。

8. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等及びその複製物、複製物について契約の終了後（解除の場合を含む）速やかに発注者に返還しなければならない。ただし発注者が廃棄又は消去を指示したときは当該指示に従うものとする。

9. 受注者は、取得個人情報等の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。また発注者は、受注者における取得個人情報等の管理状況について随時、受注者に対して取得個人情報等の取り扱いについて報告を求め、又は調査することができるものとする。

1. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

1. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

7. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

8. 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第 1132 条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに調査職員に報告しなければならない。

2. 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第 1133 条 履行報告

受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、

6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

7. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

8. 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第 1131 条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに調査職員に報告しなければならない。

2. 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第 1132 条 履行報告

受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、

調査職員に提出しなければならない。

第 1134 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって調査職員に提出しなければならない。

第 1135 条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
2. 受注者は、別紙「業務における行政情報流出防止対策の基本的事項」を遵守しなければならない。
3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

調査職員に提出しなければならない。

第 1133 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって調査職員に提出しなければならない。

第 2 章 設計業務等一般

第 1209 条 設計業務の条件

13. 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 年 6 月法律第 110 号)に基づき、エコマテリアル(自然素材、リサイクル資材等)の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、調査職員と協議のうえ設計に反映させるものとする。

14. 受注者は、「国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)」(平成 12 年 5 月法律第 100 号)に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。

15. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月法律第 104 号)に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。

第 2 章 設計業務等一般

第 1209 条 設計業務の条件

(追加)

主要技術基準及び参考図書

H23.3 現在

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔1〕 共 通			
1	土木構造物標準設計	国土技術政策総合研究所	—
2	土木製図基準	土木学会	H21. 2
3	水理公式集	土木学会	H11. 11
4	J I Sハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針	全日本建設技術協会	H13. 6
6	土木工事安全施工技術指針の解説	全日本建設技術協会	H13. 12
7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究センター	H 5. 2
8	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17. 3
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル(第2版)	日本建設機械化協会	H12. 3
10	土木工事共通仕様書	国土交通省	H21. 4
11	地盤調査の方法と解説	地 盤 工 学 会	H16. 6
12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地 盤 工 学 会	H21. 12
13	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	国土交通省	H20. 12
14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	H23. 4
15	公共測量 作業規定の準則 解説と運用	日本測量協会	H21. 2
16	測量成果電子納品要領(案)	国土地理院	H20. 12
17	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H13. 3
18	基本水準点の 2000 年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13. 3
19	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H20. 4
20	電子納品運用ガイドライン (案) [業務編]	国土交通省	H21. 6

主要技術基準及び参考図書

H22.3 現在

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔1〕 共 通			
1	土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
2	土木製図基準	土木学会	H21. 2
3	水理公式集	土木学会	H11. 11
4	J I Sハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針	全日本建設技術協会	H13. 6
6	土木工事安全施工技術指針の解説	全日本建設技術協会	H13. 12
7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究センター	H 5. 2
8	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17. 3
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械化協会	H17. 3
10	土木工事共通仕様書	国土交通省	H21. 4
11	地盤調査の方法と解説	地 盤 工 学 会	H16. 6
12	土質試験の方法と解説(第一回改訂版)	地 盤 工 学 会	H12. 3
13	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	国土交通省	H20. 12
14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	H20. 3
15	公共測量 作業規定の準則 解説と運用	日本測量協会	H21. 2
16	測量成果電子納品要領(案)	国土地理院	H20. 12
17	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H13. 3
18	基本水準点の 2000 年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13. 3
19	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H20. 4
20	電子納品運用ガイドライン (案) [業務編]	国土交通省	H21. 6

21	電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】	国土交通省	H21. 6
22	電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】	国土交通省	H22. 8
23	2007年制定 コンクリート標準示方書(設計編)	土木学会	H20. 3
24	2007年制定 舗装標準示方書	土木学会	H19. 3
25	2007年制定 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)	土木学会	H20. 3
26	2010年制定 コンクリート標準示方書(規準編)	土木学会	H22. 11
27	2007年制定 コンクリート標準示方書(維持管理編)	土木学会	H20. 3
28	2007年制定 コンクリート標準示方書(施工編)	土木学会	H19. 12
	削除		
	削除		
29	土木設計業務等の電子納品要領(案)	国土交通省	H20. 5
30	CAD製図基準(案)	国土交通省	H20. 5
31	CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)	国土交通省	H21. 6
32	デジタル写真管理情報基準(案)	国土交通省	H21. 6
33	ボースリング柱状図作成要領(案)解説書	日本建設情報総合センター	H11. 5
34	鉄筋コンクリート工場製作設計施工指針(案)	全日本建設技術協会	—
35	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H 3. 3
36	トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説	土木学会	H 8. 7

21	電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】	国土交通省	H21. 6
22	電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】	国土交通省	H18. 9
23	2007年制定 コンクリート標準示方書(設計編)	土木学会	H20. 3
24	2007年制定 舗装標準示方書	土木学会	H19. 3
25	2007年制定 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)	土木学会	H20. 3
26	2007年制定 コンクリート標準示方書(規準編)	土木学会	H19. 5
27	2007年制定 コンクリート標準示方書(維持管理編)	土木学会	H20. 3
28	2007年制定 コンクリート標準示方書(施工編)	土木学会	H19. 12
29	2002年制定 コンクリート標準示方書(舗装編)	土木学会	H14. 3
30	2002年制定 コンクリート標準示方書(コンクリート編)	土木学会	H19. 12
31	土木設計業務等の電子納品要領(案)	国土交通省	H20. 5
32	CAD製図基準(案)	国土交通省	H20. 5
33	CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)	国土交通省	H21. 6
34	デジタル写真管理情報基準(案)	国土交通省	H21. 6
35	ボースリング柱状図作成要領(案)解説書	日本建設情報総合センター	H11. 5
36	鉄筋コンクリート工場製作設計施工指針(案)	全日本建設技術協会	—
37	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H 3. 3
38	トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説	土木学会	H 8. 7

37	トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説	土木学会	H 8. 7
38	トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説	土木学会	H18. 7
39	地中送電線用深部立杭、洞道の調査・設計・施工計測指針	日本トンネル技術協会	S57. 3
40	地中構造物の建設に伴う近接施工指針	日本トンネル技術協会	H11. 2
41	シールド工用標準セグメント	日本下水道協会	H13. 7
42	除雪・防雪ハンドブック	日本建設機械化協会	H16. 12
43	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H 4. 11
44	グラウンドアンカー設計・施工基準同解説	地盤工学会	H12. 3
45	グラウンドアンカー設計・施工手引書(案)	日本アンカー協会	H15. 5
46	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H21. 9
47	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H21. 9
48	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6. 10
49	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H 4. 3
50	薬液注入工法設計施工指針	日本薬液注入協会	H14. 8
51	薬液注入工法設計資料	日本薬液注入協会	毎年発行
52	薬液注入工積算資料	日本薬液注入協会	毎年発行
53	近接基礎設計・施工要領(案)	建設省土木研究所	S58. 6
54	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19. 7
55	高圧受電設備規程	日本電気協会	H20. 9
56	防災設備に関する指針	日本電設工業協会	H16. 9
57	昇降機設計・施工上の指導指針	昇降機安全協会	H 7. 3
58	日本建設機械要覧	日本建設機械化協会	H22. 3

39	トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説	土木学会	H 8. 7
40	トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説	土木学会	H18. 8
41	地中送電線用深部立杭、洞道の調査・設計・施工計測指針	日本トンネル技術協会	S57. 3
42	地中構造物の建設に伴う近接施工指針	日本トンネル技術協会	H11. 2
43	シールド工用標準セグメント	日本下水道協会	H13. 7
44	除雪・防雪ハンドブック	日本建設機械化協会	H16. 12
45	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H 4. 11
46	グラウンドアンカー設計・施工基準同解説	地盤工学会	H12. 3
47	グラウンドアンカー設計・施工手引書(案)	日本アンカー協会	H15. 5
48	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H21. 9
49	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H21. 9
50	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6. 10
51	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H 4. 3
52	薬液注入工法設計施工指針	日本薬液注入協会	H14. 8
53	薬液注入工法設計資料	日本薬液注入協会	毎年発行
54	薬液注入工積算資料	日本薬液注入協会	毎年発行
55	近接基礎設計・施工要領(案)	建設省土木研究所	S58. 6
56	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H15. 3
57	高圧受電設備規程	日本電気協会	H14. 8
58	防災設備に関する指針	日本電設工業協会	H16. 9
59	昇降機設計・施工上の指導指針	昇降機安全協会	H 7. 3
60	日本建設機械要覧	日本建設機械化協会	H13. 3

59	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械化協会	H13. 2
60	建設発生土利用技術マニュアル 第3版	土木研究センター	H16. 9
61	建設副産物適正処理推進要綱の解説	先端建設技術センター	H14. 11
62	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行
63	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国土地理院	H20. 3
64	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】	国土地理院	H21. 10
65	地すべり観測便覧	地すべり対策技術協議会	H 8. 10
66	地すべり対策技術設計実施要領	斜面防災対策技術協会	H19. 11
67	猛禽類保護の進め方(特にイワシ・クマカ・オカカについて)	日本鳥類保護連盟	H15. 7
68	環境省大気常観マニュアル第5版	環境省	H19. 3
69	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ. 基本評価編	環境省	H11. 6
70	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編(道路に関する地域)	環境省	H12. 4
71	面的評価支援システム操作マニュアル(本編) Ver. 2. 0. 0	環境省	H21. 1
72	改訂・解説・工作物設置許可基準	山海堂	H10. 11
73	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H21. 12
74	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル JPGIS Ver2. 1	国土地理院	H21. 7
75	基準点測量製品仕様書	国土地理院	H21. 9
76	水準測量(新設・復旧)製品仕様書	国土地理院	H21. 8

61	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械化協会	H13. 2
62	建設発生土利用技術マニュアル	土木研究センター	H 9. 10
63	建設副産物適正処理推進要綱の解説	先端建設技術センター	H14. 11
64	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行
65	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国土地理院	H20. 3
66	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】	国土地理院	H21. 10
67	地すべり観測便覧	地すべり対策技術協議会	H 8. 10
68	地すべり対策技術設計実施要領	斜面防災対策技術協会	H19. 11
69	猛禽類保護の進め方(特にイワシ・クマカ・オカカについて)	日本鳥類保護連盟	H15. 7
70	環境省大気常観マニュアル第5版	環境省	H19. 3
71	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ. 基本評価編	環境省	H11. 6
72	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価(道路に関する地域)	環境省	H12. 4
73	面的評価支援システム操作マニュアル(本編) Ver. 2. 0. 0	環境省	H21. 1
74	改訂・解説・工作物設置許可基準	山海堂	H10. 11
75	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H21. 12
76	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル JPGIS Ver2. 1	国土地理院	H21. 7
77	基準点測量製品仕様書	国土地理院	H21. 9
78	水準測量(新設・復旧)製品仕様書	国土地理院	H21. 8

77	水準測量（改測・地盤変動）製品仕様書	国土地理院	H21. 8
78	地図情報レベル 1000 データ作成の製品仕様書 （案）	国土地理院	H20. 3
79	写真地図作成の製品仕様書（案）	国土地理院	H21. 6
80	路線測量製品仕様書	国土地理院	H21. 3
81	河川測量製品仕様書	国土地理院	H21. 3
82	用地測量製品仕様書	国土地理院	H21. 3

79	水準測量（改測・地盤変動）製品仕様書	国土地理院	H21. 8
80	地図情報レベル 1000 データ作成の製品仕様書 （案）	国土地理院	H20. 3
81	写真地図作成の製品仕様書（案）	国土地理院	H21. 6
82	路線測量製品仕様書	国土地理院	H21. 3
83	河川測量製品仕様書	国土地理院	H21. 3
84	用地測量製品仕様書	国土地理院	H21. 3

〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係			
1	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9
2	「ダム事業における環境影響評価の考え方」	ダム水源地環境整備センター	H12. 12
3	建設省所管放水路事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9
4	「放水路事業における環境影響評価の考え方」	リバーフロント整備センター	H13. 6
5	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H 2. 4
6	改訂 新版 建設省河川砂防技術基準(案)調査編	日本河川協会	H20. 7
7	国土交通省 河川砂防技術基準 同解説 計画編	国土交通省	H17. 11
8	改訂 新版 建設省河川砂防技術基準(案)設計編(I・II)	日本河川協会	H 9. 10
9	河川管理施設等 造令	日本河川協会	H12.
10	防災調節池等技術基準(案)増補改訂(一部修正)版	日本河川協会	H13. 8
11	流域貯留施設等技術指針(案)	日本河川協会	H 5. 5
12	流域貯留施設等技術指針(案)- 増補改訂版 -	日本河川協会	H19. 4
13	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H19. 9
14	数字で見る港湾(2010年版)	日本港湾協会	H22. 7
15	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- ・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接・接合) -付解説- ・FRP(M)水圧管編	電力土木技術調査会	H19. 9 H19. 6 H22. 4
16	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10. 11
17	河川土工マニュアル	国土開発技術研究センター	H 5. 8
18	ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H11. 3

〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係			
1	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9
2	「ダム事業における環境影響評価の考え方」	ダム水源地環境整備センター	H12. 12
3	建設省所管放水路事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9
4	「放水路事業における環境影響評価の考え方」	リバーフロント整備センター	H13. 6
5	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H 2. 4
6	改訂建設省河川砂防技術基準(案)調査編	日本河川協会	H 9. 10
7	河川砂防技術基準 同解説 計画編	国土交通省	H17. 11
8	改訂建設省河川砂防技術基準(案)設計編(I・II)	日本河川協会	H 9. 10
9	河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12. 1
10	防災調節池等技術基準(案)増補改訂(一部修正)版	日本河川協会	H13. 8
11	流域貯留施設等技術指針(案)	日本河川協会	H 5. 5
12	増補流域貯留施設等技術指針(案)	日本河川協会	H 5. 5
13	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H19. 9
14	数字で見る港湾	日本港湾協会	H21. 7
15	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- ・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接・接合) -付解説- ・FRP(M)水圧管編	電力土木技術調査会	H19. 9 H19. 6 H13. 3
16	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10. 11
17	河川土工マニュアル	国土開発技術研究センター	H 5. 8
18	ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H11. 3

19	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13. 12
20	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11. 10
21	防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例 増補改訂(一部修正版)	日本河川協会	S63. 1 H13. 8
22	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H13. 2
23	海岸保全施設築造基準解説(改訂版)	全国海岸協会	S 2. 4
24	海岸便覧	全国海岸協会	H14. 3
25	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53. 8
26	仮締切堤設置基準	建設省治水課	H10. 6
27	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13. 5
28	堤防余盛基準	建設省治水課	S44. 1
29	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51. 4
30	ダム構造物管理基準	日本大ダム会議	S61. 5
31	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11. 6
32	河川改修事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行
33	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)河川版(生物調査編)	リバーフロント整備センター	H 9. 4
34	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)ダム版(生物調査編)	ダム水源地整備センター	H 6.
35	河川関係法令例規集	第 1 法 規	—
36	護岸の力学設計法 改訂	(財)国土技術研究センター	H19. 11
37	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57. 3
38	水産庁監修漁港構造物標準設計法 1990年版	全国漁港協会	H 2. 10
39	ジャケット式鋼製護岸設計指針	日本港湾協会	S52. 3
40	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	毎年発行
41	河岸等の植樹基準(案)	建設省河川局治水課	H元. 4
42	砂防指定地指定実務要領	全国加除法令出版	H元. 10
43	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11. 9

19	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13. 12
20	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11. 10
21	防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例 増補改訂(一部修正版)	日本河川協会	S63. 1 H13. 8
22	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H13. 2
23	海岸保全施設築造基準解説(改訂版)	全国海岸協会	S62. 4
24	海岸便覧	全国海岸協会	H14. 3
25	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53. 8
26	仮締切堤設置基準	建設省治水課	H10. 6
27	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13. 5
28	堤防余盛基準	建設省治水課	S44. 1
29	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51. 3
30	ダム構造物管理基準	日本大ダム会議	S61. 5
31	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11. 6
32	河川改修事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行
33	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)河川版(生物調査編)	リバーフロント整備センター	H 9. 4
34	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)ダム版(生物調査編)	ダム水源地整備センター	H 6.
35	河川関係法令例規集	第 1 法 規	—
36	「護岸の力学設計法」	(財)国土技術研究センター	H19. 11
37	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57. 3
38	水産庁監修漁港構造物標準設計法 1990年版	全国漁港協会	H 2. 10
39	ジャケット式鋼製護岸設計指針	日本港湾協会	S52. 3
40	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	毎年発行
41	河岸等の植樹基準(案)	建設省河川局治水課	H元. 4
42	砂防指定地指定実務要領	全国加除法令出版	H元. 10
43	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11. 9

44	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H 5. 6
45	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H 5. 10
46	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8. 11
47	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8. 11
48	土木構造物設計マニュアル(案) 一樋門編一	全日本建設技術協会	H14. 1
49	床止めの構造設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10. 12
50	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H 6. 3
51	緩傾斜堤の設計の手引き	全国海岸協会	H18. 1
52	人工リーフの設計の手引き	全国海岸協会	H16. 3
53	治水経済調査要綱	建設省河川局	H 6. 10
54	港湾調査指針	日本港湾協会	S62. 6
55	面的な海岸防御方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H 3. 3
56	人工海浜の建設技術マニュアル	運輸省	S54. 4
57	ビーチ計画・設計マニュアル	日本マリナビーチ協会	H17. 10
58	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術開発センター	H 3. 3
59	農地防災事業便覧	地球社	H11. 1
60	漁港計画の手引き	全国漁港協会	H 4. 11
61	漁港海岸事業設計の手引き	全国漁港協会	H 8. 9
62	水と緑の溪流づくり調査	建設省砂防局砂防部	H 3. 8
63	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省砂防局砂防部	H 6. 9
64	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省砂防局砂防部	H 3.
65	改訂版 砂防設計公式集(マニュアル)	全国治水砂防協会	S59. 10
66	ダム貯水池水質調査要領	国土開発技術研究センター	S55. 6
67	グラウチング技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	S58. 12
68	鋼製砂防構造物設計便覧(平成21年版)	砂防・地すべり技術センター	H21. 9

44	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H 5. 6
45	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H 5. 10
46	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8. 11
47	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8. 11
48	土木構造物設計マニュアル(案) 一樋門編一	全日本建設技術協会	H14. 1
49	床止めの構造設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10. 12
50	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H 6. 3
51	緩傾斜堤の設計の手引き	全国海岸協会	H元. 9
52	人工リーフの設計の手引き	全国海岸協会	H 4. 6
53	治水経済調査要綱	建設省河川局	H 6. 10
54	港湾調査指針	日本港湾協会	S62. 6
55	面的な海岸防御方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H 3. 3
56	人工海浜の建設技術マニュアル	運輸省	S54. 4
57	ビーチ計画・設計マニュアル	日本マリナビーチ協会	H 4. 8
58	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術開発センター	H 3. 3
59	農地防災事業便覧	地球社	H11. 1
60	漁港計画の手引き	全国漁港協会	H 4. 11
61	漁港海岸事業設計の手引き	全国漁港協会	H 8. 9
62	水と緑の溪流づくり調査	建設省砂防局砂防部	H 3. 8
63	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省砂防局砂防部	H 6. 9
64	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省砂防局砂防部	H 3.
65	改訂版 砂防設計公式集(マニュアル)	全国治水砂防協会	S59. 10
66	ダム貯水池水質調査要領	国土開発技術研究センター	S55. 6
67	グラウチング技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	S58. 12
68	鋼製砂防構造物設計便覧	砂防・地すべり技術センター	H13. 2

69	多段落差工設計指針(案)	建設省土木研究所	S63. 5
70	総合土石流対策基本計画作成マニュアル(案)	総合土石流対策基本 計画検討委員会	H元. 9
71	土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11. 4
72	新版地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H20. 5
73	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 -急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全国治水砂防協会	H19. 9
7	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元. 4
75	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H 3. 7
76	多目的ダムの建設	全国建設研修センター	H 7. 11
77	コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H 4. 3
78	コンテスト技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	S59. 6
79	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き	通産省資源エネルギー庁	H10. 9
80	ダムの地質調査	土木学会	S62. 6
81	ダムの岩盤掘削	土木学会	4. 4
82	原位置岩盤試験法の指針 -平板載荷試験法- -せん断試験法- -孔内載荷試験法-	土木学会	H12. 12
83	軟岩の調査・試験の指針(案)1991版	土木学会	H 4. 12
84	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20. 5
85	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18. 10
86	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境 課	H18. 8
87	河川の景観形成に資する石積み構造物の 整備に関する資料(その2)	国土交通省河川局河川環境 課	H19. 7
88	多自然川づくりポイントブック 河川改修時の課題 と留意点	リバーフロント整備センタ ー	H19. 3
89	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19. 2

69	多段落差工設計指針(案)	建設省土木研究所	S63. 5
70	総合土石流対策基本計画作成マニュアル(案)	総合土石流対策基本 計画検討委員会	H元. 9
71	土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11. 4
72	地すべり鋼管杭設計要領	地すべり対策技術協会	H20. 5
73	新・斜面崩壊防止の設計と実例 -急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全国治水砂防協会	H12. 4
74	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元. 4
75	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H 3. 7
76	多目的ダムの建設	全国建設研修センター	H 7. 11
77	コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H 4. 3
78	コンテスト技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	S59. 6
79	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き	通産省資源エネルギー庁	H10. 9
80	ダムの地質調査	土木学会	S61. 10
81	ダムの岩盤掘削	土木学会	H 4. 4
82	原位置岩盤試験法の指針 -平板載荷試験法- -せん断試験法- -孔内載荷試験法-	土木学会	H12. 12
83	軟岩の調査・試験の指針(案)	土木学会	H 3. 11
84	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20. 5
85	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18. 10
86	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境 課	H18. 8
87	河川の景観形成に資する石積み構造物の 整備に関する資料(その2)	国土交通省河川局河川環境 課	H19. 7
88	多自然川づくりポイントブック 河川改修時の課題と 留意点	リバーフロント整備センタ ー	H19. 3
89	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19. 2

90	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、 農林水産省農村振興局、水産 庁	H18. 1
91	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H18. 6

90	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、 農林水産省農村振興局、水 産庁	H18. 1
91	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H18. 6

〔3〕道路関係			
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60. 9
2	道路環境影響評価要覧	道路環境研究所	H 4. 9
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H16. 2
4	道路技術基準通達集-基準の変遷と通達-	ぎょうせい	H14. 3
5	林道規程-運用と解説-	日本林道協会	H20. 12
6	全国道路交通情勢調査実施要綱 一般交通量調査(調査編)	建設省道路局	-
7	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H 2. 2
8	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49.10
9	自転車道必携	自転車道路協会	S60. 3
10	交通工学ハンドブック2008 DVD-ROM版	交通工学研究会	H20. 7
11	コンパクトブック(改訂版)	日本道路協会	S49. 8
12	道路の交通容量	日本道路協会	S59. 9
13	道路の交通容量1985	交通工学研究会	S62. 2
14	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	-	-
15	改訂 平面交差の計画と設計・基礎編	交通工学研究会	H14. 7
16	改訂 平面交差の計画と設計・応用編	交通工学研究会	H元. 5
17	交通信号の手引き	交通工学研究会	H 6. 7
18	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.12

〔3〕道路関係			
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60. 9
2	道路環境影響評価要覧	道路環境研究所	H 4. 9
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H16. 2
4	道路技術基準通達集-基準の変遷と通達-	ぎょうせい	H14. 3
5	林道規程-解説とその運用-	日本林道協会	H14. 5
6	全国道路交通情勢調査実施要綱 一般交通量調査(調査編)	建設省道路局	-
7	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H 2. 2
8	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49.10
9	自転車道必携	自転車道路協会	S60. 3
10	交通工学ハンドブック2001 CD-ROM版	交通工学研究会	H13. 2
11	コンパクトブック(改訂版)	日本道路協会	S49. 8
12	道路の交通容量	日本道路協会	S59. 9
13	道路の交通容量1985	交通工学研究会	S62. 2
14	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	-	-
15	改訂 平面交差の計画と設計・基礎編	交通工学研究会	H14. 7
16	改訂 平面交差の計画と設計・応用編	交通工学研究会	H元. 5
17	交通信号の手引き	交通工学研究会	H 6. 7
18	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.12

19	コミュニティゾーン形成マニュアル	交通工学会	H 6. 5
20	コミュニティゾーン実践マニュアル	交通工学会	H12. 7
21	道路環境影響評価技術手法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	道路環境研究所	H19. 9
22	道路土工要綱	日本道路協会	H21. 6
23	道路土工土質調査指針	日本道路協会	H11. 7
24	道路土工施工指針	日本道路協会	H15. 4
25	道路土工排水工指針	日本道路協会	S62. 6
26	道路土工のり面工・斜面安定工指針	日本道路協会	H11. 3
27	道路土工切土工・斜面安定工指針	日本道路協会	H21. 6
28	道路土工軟弱地盤対策工指針	日本道路協会	H19. 6
29	道路土工仮設構造物工指針	日本道路協会	H11. 3
30	道路土工擁壁工指針	日本道路協会	H11. 3
31	道路土工カルバート工指針	日本道路協会	H22. 3
32	多数アンカー式補強土壁工法設計・ 施工マニュアル 第3版	土木研究センター	H14. 10
33	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル (鉄筋コンクリート制・プレキャストコンクリート制)	全国ボックスカルバート協会	H17. 5
34	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針	国土開発技術研究センター	H11. 3
35	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針	全国セラミックパイプ工業組合	H11. 3
36	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H14. 8
37	PCボックスカルバート道路埋設指針(改訂版)	日本PCボックスカルバート製品協会	H 3. 10
38	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H18. 11
39	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅱ鋼橋編)	日本道路協会	H14. 3
40	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅲコンクリート 橋編)	日本道路協会	H14. 3
41	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅳ下部構造編)	日本道路協会	H14. 3

19	コミュニティゾーン形成マニュアル	交通工学会	H 6. 5
20	コミュニティゾーン実践マニュアル	交通工学会	H12. 7
21	道路環境影響評価技術手法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	道路環境研究所	H19. 9
22	道路土工要綱	日本道路協会	H21. 6
23	道路土工土質調査指針	日本道路協会	S61. 11
24	道路土工施工指針	日本道路協会	S61. 11
25	道路土工排水工指針	日本道路協会	S62. 6
26	道路土工のり面工・斜面安定工指針	日本道路協会	H11. 3
27	道路土工切土工・斜面安定工指針	日本道路協会	H21. 6
28	道路土工軟弱地盤対策工指針	日本道路協会	S61. 11
29	道路土工仮設構造物工指針	日本道路協会	H11. 3
30	道路土工擁壁工指針	日本道路協会	H11. 3
31	道路土工カルバート工指針	日本道路協会	H11. 3
32	多数アンカー式補強土壁工法設計・ 施工マニュアル 第3版	土木研究センター	H14. 10
33	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル (鉄筋コンクリート制・プレキャストコンクリート制)	全国ボックスカルバート協会	H17. 5
34	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針	国土開発技術研究センター	H11. 3
35	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針	全国セラミックパイプ工業組合	H11. 3
36	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H14. 8
37	PCボックスカルバート道路埋設指針(改訂版)	日本PCボックスカルバート製品協会	H 3. 10
38	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H15. 2
39	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅱ鋼橋編)	日本道路協会	H14. 3
40	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅲコンクリート 橋編)	日本道路協会	H14. 3
41	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅳ下部構造編)	日本道路協会	H14. 3

42	道路橋示方書・同解説(V耐震設計編)	日本道路協会	H14. 3
43	鋼道路橋の疲労設計指針	日本道路協会	H14. 3
44	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	S55. 8
45	鋼道路橋施工便覧	日本道路協会	S60. 2
46	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20. 1
47	杭基礎設計便覧(改訂版)	日本道路協会	H19. 1
48	杭基礎施工便覧(改訂版)	日本道路協会	H19. 1
49	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H 9. 12
50	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54. 1
51	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H 6. 2
52	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10. 1
53	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートげた道路橋設計施工指針	日本道路協会	H 4. 10
54	道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編)	日本道路協会	H 5. 4
55	道路橋支承標準設計(すべり支承編)	日本道路協会	H 5. 5
56	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45. 11
57	道路橋支承便覧	日本道路協会	H16. 4
58	鋼道路橋塗装・防食便覧(改訂版)	日本道路協会	H17. 12
59	鋼道路橋塗装便覧別冊資料写真集	日本道路協会	H 2. 6
60	鋼橋の疲労	日本道路協会	H 9. 5
61	道路補修便覧	日本道路協会	S54. 2
62	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	H 3. 7
63	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59. 4
64	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会	S59. 2
65	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19. 3
66	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日本道路協会	S62. 1

42	道路橋示方書・同解説(V耐震設計編)	日本道路協会	H14. 3
43	鋼道路橋の疲労設計指針	日本道路協会	H14. 3
44	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	S55. 8
45	鋼道路橋施工便覧	日本道路協会	S60. 2
46	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20. 1
47	杭基礎設計便覧(改訂版)	日本道路協会	H19. 1
48	杭基礎施工便覧(改訂版)	日本道路協会	H19. 1
49	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H 9. 12
50	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54. 1
51	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H 6. 2
52	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10. 1
53	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートげた道路橋設計施工指針	日本道路協会	H 4. 10
54	道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編)	日本道路協会	H 5. 4
55	道路橋支承標準設計(すべり支承編)	日本道路協会	H 5. 5
56	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45. 11
57	道路橋支承便覧	日本道路協会	H16. 4
58	鋼道路橋塗装・防食便覧(改訂版)	日本道路協会	H17. 12
59	鋼道路橋塗装便覧別冊資料写真集	日本道路協会	H 2. 6
60	鋼橋の疲労	日本道路協会	H 9. 5
61	道路補修便覧	日本道路協会	S54. 2
62	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	H 3. 7
63	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59. 4
64	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会	S59. 2
65	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19. 3
66	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日本道路協会	S62. 1

67	鋼構造架設設計施工指針	土木学会	H14. 3
68	美しい橋のデザインマニュアル	土木学会	H 5. 3
69	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H 5. 3
70	道路橋景観便覧 ・橋の美 ・橋の美 II ・橋の美 III(橋梁デザインノート)	日本道路協会	S52. 6 S56. 6 H 4. 5
71	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説(改訂版)	日本道路協会	H20.10
72	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15.11
73	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	H13.10
74	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会	H 5.11
75	道路トンネル観察・計測指針	日本道路協会	H21. 2
76	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H21. 2
77	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21. 2
78	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13. 9
79	舗装設計施工指針	日本道路協会	H18. 2
80	排水性舗装技術指針(案)	日本道路協会	H 8.11
81	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	日本道路協会	H 2.11
82	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H 4.12
83	舗装設計便覧	日本道路協会	H18. 2
84	舗装施工便覧	日本道路協会	H18. 2
85	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H 8.10
86	舗装再生便覧	日本道路協会	H22.12
	削除		
87	砂利道の歴青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59. 9
88	フルデブス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61. 9

67	鋼構造架設設計施工指針	土木学会	H14. 3
68	美しい橋のデザインマニュアル	土木学会	H 5. 3
69	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H 5. 3
70	道路橋景観便覧 ・橋の美 ・橋の美 II ・橋の美 III(橋梁デザインノート)	日本道路協会	S52. 6 S56. 6 H 4. 5
71	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説(改訂版)	日本道路協会	H20.10
72	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15.11
73	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	H13.10
74	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会	H 5.11
75	道路トンネル観察・計測指針	日本道路協会	H21. 2
76	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H21. 2
77	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21. 2
78	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13. 9
79	舗装設計施工指針	日本道路協会	H18. 2
80	排水性舗装技術指針(案)	日本道路協会	H 8.11
81	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	日本道路協会	H 2.11
82	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H 4.12
83	舗装設計便覧	日本道路協会	H18. 2
84	舗装施工便覧	日本道路協会	H18. 2
85	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H 8.10
86	プラント再生舗装技術指針	日本道路協会	H 4.12
87	砂利道の歴青路面処理指針	日本アスファルト協会	S60. 3
88	フルデブス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61. 9

89	高炉スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 6
90	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 7
91	製鋼スラグ路盤設計施工指針(1985年改定)	鐵鋼スラグ協会	S60. 9
92	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキング ブロック舗装技術協会	H19. 3
93	設計要領第一集 舗装編	NEXCO	H22. 7
94	構内舗装・排水設計基準及び同解説	公共建築協会	H13. 4
95	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37.
96	路上再生路盤工法技術指針(案)	日本道路協会	S62. 1
97	路上再生路盤工法技術指針(案)	日本道路協会	S63. 11
98	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53. 7
99	舗装調査・試験法便覧(全4分冊)	日本道路協会	H19. 6
100	舗装試験法便覧別冊(暫定試験方法)	日本道路協会	H 8.10
101	道路震災対策便覧(震前対策編) 改訂版	日本道路協会	H18. 9
102	道路震災対策便覧(震災復旧編) 改訂版	日本道路協会	H19. 5
103	落石対策便覧(改訂版)	日本道路協会	H12. 6
104	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	S63.12
105	道路防雪便覧	日本道路協会	H14.12
106	共同溝設計指針	日本道路協会	S61. 3
107	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H 6. 3
108	土木研究所資料 共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10
109	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H 5. 8
110	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H20. 1
111	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16. 3

89	高炉スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 6
90	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 7
91	製鋼スラグ路盤設計施工指針(1985年改定)	鐵鋼スラグ協会	S60. 9
92	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキング ブロック技術協会	H19. 3
93	設計要領第一集 舗装編	NEXCO	H21. 7
94	構内舗装・排水設計基準	公共建築協会	H13. 4
95	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37.
96	路上再生路盤工法技術指針(案)	日本道路協会	S62. 1
97	路上再生路盤工法技術指針(案)	日本道路協会	S63. 11
98	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53. 7
99	舗装調査・試験法便覧	日本道路協会	H19. 6
100	舗装試験法便覧別冊(暫定試験方法)	日本道路協会	H 8.10
101	道路震災対策便覧(震前対策編) 改訂版	日本道路協会	H14. 4
102	道路震災対策便覧(震災復旧編) 改訂版	日本道路協会	H14. 4
103	落石対策便覧(改訂版)	日本道路協会	H12. 6
104	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	S63.12
105	道路防雪便覧	日本道路協会	H 2. 5
106	共同溝設計指針	日本道路協会	S61. 3
107	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H 6. 3
108	土木研究所資料 共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10
109	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H 5. 8
110	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H20. 1
111	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16. 3

112	改訂路面表示設置の手引	交通工学会	H16. 7
113	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	S62. 1
114	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10
115	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19.10
116	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H20. 8
117	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55.12
118	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60. 9
119	道路標識ハンドブック(2004年版)	全国道路標識・表示業協会	H16. 8
120	路面標示ハンドブック	全国道路標識・表示業協会	H10. 4
121	駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会	H 4.11
122	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11. 9
123	道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	道路環境研究所	H17. 3
124	平成21年度道路環境センサ調査要領	道路局地方道環境課、国土技術政策総合研究所	H21. 6
125	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19. 1

[4] 電気・機械・設備等

1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	—
2	(解説) 電気設備の技術基準	経済産業省・資源エネルギー庁	H13. 5
3	内線規程	日本電気協会	H12.10
4	電気通信設備工事共通仕様書	建設電気技術協会	H14. 9
5	電気通信設備施工管理の手引き	建設電気技術協会	H 9. 2
6	建築設備設計基準	国土交通省	H21. 3
7	公共建築工事標準仕様書	国土交通省	H22. 3

112	改訂路面表示設置の手引	交通工学会	H10. 5
113	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	S62. 1
114	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10
115	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19.10
116	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H20. 8
117	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55.12
118	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60. 9
119	'95道路標識ハンドブック	全国道路標識・表示業協会	H 7. 11
120	路面標示ハンドブック	全国道路標識・表示業協会	H13.12
121	駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会	H 4.11
122	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11. 9
123	道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	道路環境研究所	H17. 3
124	平成21年度道路環境センサ調査要領	道路局地方道環境課、国土技術政策総合研究所	H21. 6
125	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19. 1

[4] 電気・機械・設備等

1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	—
2	(解説) 電気設備の技術基準	経済産業省・資源エネルギー庁	H13. 5
3	内線規程	日本電気協会	H12.10
4	電気通信設備工事共通仕様書	建設電気技術協会	H14. 9
5	電気通信設備施工管理の手引き	建設電気技術協会	H 9. 2
6	建築設備設計基準	公共建築協会	H14. 6
7	電気設備工事共通仕様書	公共建築協会	H13. 3
8	機械設備工事共通仕様書	公共建築協会	H13. 3

	9 建築工事共通仕様書	公共建築協会	H13. 3